

江差町北の江の島構想VR作成業務 仕様書

1 業務名

江差町北の江の島構想VR作成業務

2 業務の目的

本業務は、江差町北の江の島構想において、計画検討や関係者間協議、周辺住民及び一般町民への事業説明や景観形成等の計画マネジメントにおいて、事業の具体化を効率的・継続的に支援する目的で、かもめ島及びその周辺の将来ビジョンの汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだ多機能バーチャルリアリティ（以後VR）コンテンツを作成、提供するものである。

本業務は、かもめ島～国道228号を含む、江差町市街地において、各事業と連携して広範囲に検討することを目的として製作する。

3 業務内容

本検討では、円滑な業務推進のために以下の3点に留意し(1)～(4)の項目を行う事。

- 行政及び計画に係る関係者や地元住民などの関係者が自ら取扱可能かつ操作性の高いアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツを作成すること。
- 関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的に行いつつ、作成を進めること。
- 今後計画されている他業務とも連携し、本業務で作成したデータ（モデルデータ及びアプリケーション）を江差町が自由に活用できることを可能とすること。

(1) 検討エリアの地盤データ作成

北の江の島構想におけるベースデータとなる地形データを作成すること。国道228号線とかもめ島入口付近取付道路を基点とし、概ね1km四方において標高を持つ宅盤に航空写真を貼り付けた表現を行うこと。

(2) 検討エリアにおける現況3Dデータ構築

北の江の島構想検討を行う為、町所有のGISデータを用いて、街区及び建物簡易ボリュームを作成すると共に、町が指定する範囲において、道路・敷地・現況表現を行うこと。

(3) 検討エリアにおける将来イメージ作成

町が指定する範囲において、将来検討が必要とされる将来ボリュームを3パターン程度配置すると共に、交差点改良が検討されるエリアについては、道路形状を3パターン程度、構築すること。

また、人の添景を配置することでスケール感が分かる表現とすること。

(4) VRアプリケーションの構築

上記で作成した三次元空間データを取り込んだ、「4. 性能要件」に示す、空間レビュー性能、プレゼンテーション性能、及び関係者間共有・情報公開性能を備えたVRアプリケーションを構築する。なお、本アプリケーションは、発注者の要望に応じてユーザインタフェースや機能がカスタマイズ可能であること。

4 性能要件

(1) 空間レビュー性能

- ① 全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ② 計画案（複数）を入れ替え対比させる比較検討機能
- ③ VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- ④ 日影の動的变化を連続的に表示できる機能
- ⑤ 複数関係者で同時に体験可能な等身大立体投影装置による空間再現機能

(2) プレゼンテーション性能

- ① 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ② シナリオのあるプレゼンテーションに対応する自動走行（アニメーション）機能およびそのルートの設定機能
- ③ VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能
- ④ 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ① 制作されたVRはWindows環境にて起動できること
- ② VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ③ 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ④ 関係各所に容易に配布できること
- ⑤ 関係者が自ら取扱可能かつ操作性の高いアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツを作成すること。

5 資料等の貸与

業務遂行のために必要な建築図面など資料について貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、江差町に提出し、業務完了とともに返却するものとする。また、貸与した資料について、破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

6 履行期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

7 成果品

- (1) VRシステム及び動作に要するソフトウェア

※CD等電子媒体で町へ提出すること。

著作権について、アプリケーション内に配置されるモデルデータ部分は江差町に帰属する。ただし、VRアプリケーションおよび、これに含まれるデータであって、本件とは関係なく受託者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がこれらを留保すること。

8 受注者の体制及び連絡調整等

- (1) 受託者は、本業務の責任者を定め、町担当者へ通知すること。なお、業務を正確かつ円滑に進めるため、過去3年間に道内においてVR作成及び導入業務を経験している者を業務に当てること。

- (2) 受託者はJISQ15001又はISO27001の認証を取得していること。

- (3) 受託者は、作業の実施に当たっては江差町と連絡を密に取り十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には速やかに江差町の指示を受けること。さらに、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、江差町へ報告するとともに誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく江差町に報告しなければならない。

9 その他

受託者は、工程表に基づく業務の進捗状況について、適宜監督職員に報告し、工程管理に努めなければならない。

以上